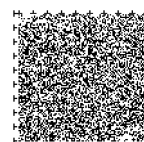


令和7年7月22日

令和7年度第1回

世田谷区障害者施策推進協議会

（注意）一部、音声コードによる音声と文章が
一致しないことがあります。ご了承ください。



午後 6 時30分開会

○障害施策推進課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和7年度第1回世田谷区障害者施策推進協議会を開催します。

私は、4月より障害施策推進課長に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後の最初の協議会となりますので、改めて協議会の進行方法について御案内させていただきます。

本協議会は、この会場での対面方式とZ o o mを使用したオンラインを併用して開催いたします。

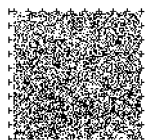
発言方法についてですが、会場参加の委員の皆様は、挙手をしていただき、指名を受けましたらマイクをお渡ししますので、最初にお名前を名のっていただいた上で御発言されますよう、よろしくお願いいたします。オンライン参加の皆様につきましては、基本的にマイクをミュートに設定していただき、御発言の際に、Z o o mの手を挙げる機能が挙手をしていただき、指名を受けましたらミュートを解除し、発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、再度ミュート設定をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の欠席でございますが、横浜国立大学大学院教育学研究科教授の委員と玉川医師会理事の委員のお二人が欠席でございます。

委員28名のうち過半数を超える方に御出席いただいておりますので、本日の協議会は成立してございます。

本協議会は、世田谷区地域保健福祉審議会の常設の部会となっております。部会長につきましては、審議会の会長から部会長が指名を受けております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、部会長より御挨拶



拶申し上げます。

○部会長 部会長をやらせていただいています。改めてよろしくお願いいたします。

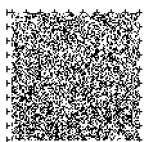
今、今回からメンバーになってくださった先生ともお話をしていたんですが、世田谷というのは地域としての蓄積もあるし、新しい流れもあるし、委員の皆様もそれぞれのお立場から本当に貴重な御意見をいただけるので、私たちは学ぶことが多いよねということを言っておりました。また、新しい協議会ということになりますけれども、皆様からいろいろな御意見をお聞きして思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。

続きまして、障害福祉部長より御挨拶申し上げます。

○障害福祉部長 皆様、こんばんは。障害福祉部長でございます。本日はお忙しい中、また、夜間に御参加いただきましてありがとうございます。今回、推進協議会の委員さんも大体半分ぐらい新しい委員さんになられまして、委員就任、ありがとうございます。

世田谷区におきましては、せたがやインクルージョンプランが2年目を迎えておりまして、障害当事者の選択を支えるというコンセプトを重要なキーワードとして、様々な施策を展開しているところです。それと関連しまして、令和5年に制定しました世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例につきましても、制定以降、大体2年半たっておりますけれども、今日御参加の方々はこの条例の趣旨は十分御理解していただいていると思いますけれども、まだまだ一般の区民の方々はなかなか条例自体を知らない方も多くいるであろうということで、特に、日頃障害当事者の方と接する機会のない方、そういった方々にも一人でも多くこの条例の趣旨を理解してもらうことが、まずは共生社会の実現に一步でも近づくだらうということで、条例の趣旨を広く――



後ほど説明がありますけれども、プロジェクトを立ち上げまして、世田谷たがいちがいプロジェクトということで、アートを通じて多くの方に障害理解、地域共生社会の実現を目指していこうという取組が始まったばかりでございます。こういった取組を通じて一人でも多くの方に理解していただくという取組を始めたところです。本日はどうぞよろしくお願いします。

○障害施策推進課長　続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

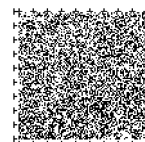
最初に次第になります。続きまして、資料１、本協議会の委員名簿、区管理職名簿、会の運営についてでございます。資料２、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの令和６年度実績の報告等についてでございます。資料３、障害者（児）等に関する実態調査の実施についてでございます。資料４、令和６年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和７年度取組み予定についてでございます。資料５、地域共生社会推進事業「世田谷たがいちがいプロジェクト」の実施についてでございます。最後に、今回の資料への質問・意見用紙、令和６年度第３回の質問及び意見のまとめ、議事録でございます。

配付資料は以上となります。過不足がございましたら、最寄りの職員にお声がけください。大丈夫でしょうか。

○委員　資料５がないんですが。

○障害施策推進課長　皆さん、５はありますか。資料は、後ほどそろえてお渡しさせていただきますので、進行のほうを続けさせていただきたいと思います。加えて、発言の際のお願いがございます。今回もオンラインを併用しての開催となりますので、会場参加の委員の皆様も必ずマイクを使用して御発言をお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。



○部会長 では、議事に入っていきたいと思います。

まず、次第の４番目、委員紹介についてということで事務局からお願いいたします。

○障害施策推進課長 最初に、資料１－１を御覧ください。本委員会の委員名簿でございます。今年度は２年ごとの委員の改選年に当たりまして、事務手続で御協力いただきましてありがとうございます。委嘱状につきましては、会場出席の委員の皆様には机上で配付させていただいております。オンライン出席の皆様には郵送にてお渡しいたします。

本日、御欠席の委員がおられますが、改選後１回目ということで、自己紹介をお願いしたいと思います。本日案件が多いので、恐れ入りますがお名前と御所属だけ簡単にお願ひできればと思います。まず、会場にいらっしゃる方につきましては、部会長から委員が次という形で反時計回りの順で自己紹介をお願いします。その後、オンライン参加の方は、委員から名簿の順にこちらから名前をお呼びさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

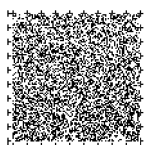
それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 横浜にある東洋英和女学院大学というところで教諭を長くやっておりましたが、もう退職をしまして、勝手気ままなことをやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 同じく横浜にございます鶴見大学短期大学部からまいりました。特別支援教育とか特別支援保育を専門としております。今後ともよろしくお願いいたします。

○委員 こんにちは。世田谷区歯科医師会からまいりました。昨年から参加させていただいております。本年度もよろしくお願い申し上げます。

○委員 都立青島特別支援学校校長と申します。初めての参加となります。どうぞよろしくお願いいたします。



○委員　こんばんは。都立光明学園、今年度、PTA副会長をさせていただいています。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。世田谷さくら会と申します。精神障害者の家族会の者です。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。世田谷区重症心身障害児（者）を守る会の副会長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。世田谷区肢体不自由児（者）父母の会の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　日本オストミー協会、世田谷交流会の会長をしております。よろしくお願いいたします。

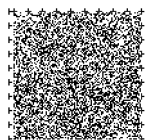
○委員　皆さん、こんばんは。NPO法人世田谷ミニキャブ区民の会の理事長です。よろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。NPO法人世田谷区視力障害者福祉協会の理事長です。よろしくお願いいたします。すみません、ちょっと事務局、今回委嘱状を頂戴しているんですけども、今までの委嘱状は分かるように音声コードなんだけれども、封筒だけ音声コードです。これでは中身が何だか分かりません。次回の改選のときは私ではないことになりますので、全盲が来たときにこれでは配慮になりませんので、次回にはちゃんと生かしてください。お願いします。以上です。

○委員　NPO法人東京都自閉症協会の理事をしております。今回初めての参加です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　世田谷区の精神保健福祉4団体代表者協議会の事務局を務めております。新しい任期もよろしくお願いいたします。

○委員　今回、区民委員として参加させていただくことになりました。会社を退職し、今は都立大学の学生です。よろしくお願いいたします。



○委員 私も区民委員として今回応募させていただきました。普通に主婦と、あと少し何か販売みたいなことぐらいしかできないんですけども、いろいろ教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○委員 東京都立中部総合精神保健福祉センターと申します。よろしくお願いします。

○委員 こんにちは。ハローワーク渋谷で障害者の窓口を統括しています。よろしくお願いします。

○委員 こんにちは。NPO法人世田谷区聴覚障害者協会の会長をしております。よろしくお願いします。初めて担当いたします。よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、Z o o mで御参加の委員の皆様から自己紹介をいただきたいと思います。まず、委員、お願いいたします。

○委員 埼玉県立大学と申します。2年前に定年退職して、今は名誉教授として活動しております。前の期に引き続きよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、委員、よろしくお願いいたします。

○委員 こんにちは、オンラインで失礼いたします。千葉大学大学院と申します。精神保健、また、精神医療を専門にしております。よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 続きまして、委員、よろしくお願いします。

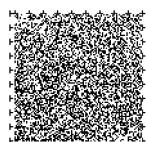
○委員 世田谷区医師会と申します。初めてなのですが、よろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 委員、お願いいたします。

○委員 玉川歯科医師会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 委員、よろしくお願いいたします。

○委員 玉川砒薬剤師会の会長でございます。よろしくお願いいたします。



○障害施策推進課長 委員、よろしくお願いします。

○委員 手をつなぐ親の会と申します。知的障害児者の家族会になります。よろしくお願いします。

○障害施策推進課長 委員、お願いします。

○委員 高次脳機能障害者と家族の会から来ました。今年が初めてです。よろしくお願いします。

○障害施策推進課長 皆様、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

推進協議会でございますが、世田谷区地域保健福祉審議会の常設部会でございます。部会長につきましては、冒頭に御説明しましたとおり部会長となります。また、推進協議会には部会長と共に副部会長を置き、副部会長は部会長が指名することになっております。部会長、いかがいたしましょうか。

○部会長 前から委員をやってくださっている委員にお願いしたいと思えます。委員からは御承認をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

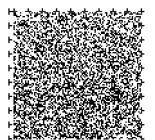
○障害施策推進課長 副部会長、一言いただけますでしょうか。

○委員 ただいま部会長から御指名いただきました。部会長をサポートするとともに、皆様方の議論を推進していくために貢献してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害施策推進課長 よろしくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、資料１－１の裏面を御覧ください。区の出席管理職の名簿でございます。備考に「新」とついておりますのが、今年度より着任した管理職及び初めて協議会に参加する管理職になりますので、こちら名簿のほうで御確認ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料１－２を御覧ください。本協議会の運営についてでござい



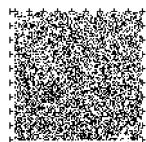
ます。推進協は公開といたしまして、傍聴を先着10名まで可能とします。傍聴者は発言を許可しません。傍聴者が議事の進行を妨げる場合は、退場を求めることとなります。推進協の開催案内は、区のおしらせ、区のホームページで実施いたします。傍聴者がパソコン文字通訳を希望する場合は、2週間前までに申出いただき、当日、事業者が実施いたします。議事録を作成するため、速記が入ります。資料及び議事録は区のホームページで公開するとともに、区政情報センターと同コーナーで閲覧に供します。議事録におきましては、委員は委員、部会長と区の管理職は役職名で表記いたします。委員は、区長から委嘱されているため、欠席の場合、代理者を立てることはできません。御説明は以上でございます。

○部会長 御説明ありがとうございました。委員紹介ということですが、何か確認したいこととか、御意見とかおありの委員の方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次第の5、報告事項に移らせていただきます。(1)せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の令和6年度実績の報告等についてということで準備していただいていますので、事務局からの説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の令和6年度実績の報告等について、障害施策推進課長より御説明いたします。

資料2を御覧ください。まず、主旨でございますが、国の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に定められました、せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―の成果目標及び活動指標等の実績、評価について御報告するものでございます。



2の成果目標及び活動指標等の実績・評価等でございますが、(1)せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーに基づく障害福祉サービス等の成果目標と実績について、資料2－1を御覧ください。まず、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行でございますが、①のとおり、令和6年度の計画9人に対しまして、実績は17人と、計画を実績が上回っております。

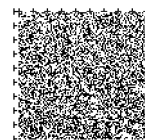
続きまして、(2)地域生活支援の充実でございますが、拠点等を構成する事業、相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりのうち、未整備でありました体験の機会・場、専門的人材の確保・養成の整備を行いました。

2ページを御覧ください。(3)福祉施設等から一般就労への移行等では、①のとおり法定雇用率の段階的な引上げもあり、令和6年度の計画64人に対して、実績では75人と計画数値を上回る結果となりました。

3ページを御覧ください。(5)、地区の特定相談支援事業所、地域の地域障害者相談支援センターぽーと、全区を担う基幹相談支援センターによる相談支援体制を構築しており、令和6年度の実績が計画を下回る取組はあるものの、地域の相談支援の中核的な役割として、相談支援事業所等から寄せられる困難ケース等の相談に丁寧に関わり支援の充実を図りました。

続きまして、障害福祉サービス等の計画と実績兼成果目標達成のための活動指標についてでございますが、こちらにつきましては資料2－2を御覧ください。表の令和6年度の計画と実績及び達成度をお示ししております。まず、(1)の訪問系サービスについてでございますが、おおむね計画どおりに推移しておりますが、行動援護については他のサービスより達成度が低くなっております。

続きまして、(2)日中活動系サービス及び(3)の施設系サービスについては、おおむね計画どおり推移してございます。(4)居住支援系サービスにつきまし



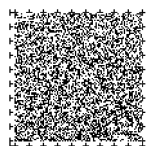
ては、自立生活援助が計画を大幅に上回っており、共同生活援助につきましても、新たに33人のグループホームの整備を図ったことにより、利用者数が増加いたしました。(5)訓練系・就労系サービスにつきましては、自立訓練の機能訓練は実績を下回りましたが、そのほかは微増、または、おおむね計画どおり推移しております。(6)相談支援につきましては、計画相談支援はおおむね計画どおり推移しておりますが、地域移行支援、地域定着支援につきましては計画を下回る実績となりました。(7)障害児通所支援につきましては、児童発達支援はおおむね計画どおり推移し、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については計画を上回る結果となりました。

続きまして、地域生活支援事業の計画の実績についてでございますが、資料2-3を御覧ください。(6)の意思疎通支援事業の②手話通訳者設置事業及び③失語症者への意思疎通支援者派遣事業につきましては、計画を上回っております。(7)日常生活用具給付等事業につきましては、一部計画を下回っているものの、全体としてはおおむね計画どおり推移しております。なお、⑤排泄管理支援用具につきましては、計画数を人で設定していたんですが、実際には件でという指定がございますので、単位を件に修正したために実績数と乖離がございますが、実際はおおむね計画どおり推移しているということでございます。(9)移動支援事業については計画を上回っております。私からの御報告は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。本当に計画を上回っている実績のほうが多いなというのを実感させられましたが、委員の皆様、何か御質問や御意見ありましたらば、お願いをしたいと思います。委員、どうぞ。

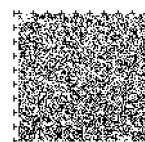
○委員 視力障害者福祉協会です。御説明をいただきましてありがとうございます。2つ質問します。

まず、自立訓練のこの件数の見せ方なんですが、こちらである東京リハビリ



テーションセンター世田谷、また、隣の保健センター専門相談課、ここでの中での地元の訓練ということを中心に考えた報告の数字なんでしょうか。というのは、私どもも相談支援を受けています。ここの地元でできない項目があったとき、河田町にあります東京都の東京視覚障害者生活支援センター並びに私どもが属しております東京都盲人福祉協会、様々なところにも、このセンターから紹介されて訓練を受けに行っている方もおります。その場合は、ここからの経由ではないのでカウントに至らないんじゃないか。それで確認したかったのは、そのような都内の中での数字とかいろんなものって、民間であろうと、こちらの世田谷区であろうと、やっぱりカウントはカウントだと思うんですね。その他がどのくらいあるかという情報をつかんでいらっしゃるかどうかです。私には、ここのセンター等で相談してもできないときは、急ぎの場合はセンターを紹介しているというふうに当事者の方から聞きました。それならそれでいいんですね。それをちゃんと、どういうふうにしてカウントしているかということが1点目です。

2点目に、自立訓練以外のこととして相談支援のことです。私どもの会は相談支援をやっておりますが、横ばいということでした。ただ、視覚障害者の都内の話を申し上げますと、相談支援事業の専門の事業所というのは、私どもNPOのTOMOというのは都内全域にわたってやっていますが、賃金の問題とかいろんな問題がありまして専門の相談員が少ない。それから、報酬単価が上がりましたが、この専門相談員は今回上がりました報酬単価は適用外です。そうなりますと、例えば同行援護をやっている事業所にとってはプラスの話だけれども、相談支援をやっている事業所はこれだけでは生活が成り立たないんですね。そうなりますと、世田谷区においては、現在様々な計画相談をやっている事業所とか、また、ぽーと等がございますが、今私どもの視覚障害に相談を受けているのは、セルフプランとか、また自分の中でできること

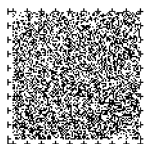


があったら、我々のような団体でできることはやっていくというような形であるので、相談支援が決して減ったわけではないと思っているんですね。そのようなほかの障害の方も含めて相談の案件は増えているけれども、これを対応できる事業所が少ない、これは国の問題です。ここで言っても仕方ありません。

しかし、例えば御存じだと思いますけれども、品川区は介護や、こういう様々な障害のところに独自の予算で支援をされています。そうすると、品川すごいねということであるならば、世田谷の相談支援とかいろんなところにもてこ入れをしてやっていかなければ、どうやって自立につながるかということが非常に難しいという相談支援の事業所とか、当事者の方から相談を私はよく受けます。そのようなことで、今後は単に数字だけじゃなく、横の自立支援協議会も含めて、やっぱり事業所同士で何が問題になっているか。賃金の問題もある、人の問題もあるかもしれないということを含めて、世田谷らしさのいろんなところを今後に生かしていただかないと、数字ではイーブンだよと、クリアしているよとここにあれば、丸かバツかというとクリアしているんだなと思ってしまうんですね。

でも現実、現場の中ではそうじゃないよということもあることは認識をしていただきながら、区が決して悪いわけではありません。でも、これは社会問題として捉えていかないと、ほかの自治体もみんな悩んでいることで、東京と違って地方に行ったらますます相談支援とか、こういうことが起きていて大変だということで、格差が出ているという問題が出ています。そのようなことで、当事者団体としても視覚障害の団体だけではないと思いますけれども、これはやっぱり東京都や国に解決する策としてぶつけていただくようなアクションということは、また今後の中で望みたいなと思っています。以上です。

○部会長 委員、大事な御指摘ありがとうございます。2点ですが、1点目については把握されているのでしょうか。



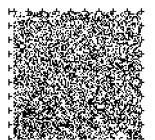
○障害施策推進課長 御質問にお答えしたいと思います。まず、自立訓練のほう、区外とそういったところのものまで把握できているのかというお話かなと思いますが、こちらのほうは必要なものを見込ませていただいて、実際にどのくらい実績があるかというところには、どのくらい給付をされているかというところで見ているかと思いますので、その範囲では分かっているということでございます。ただ、自立訓練につきましては、いろんな必要な方がいらっしゃるかと思いますので、区としましてもどういうものがあるのかですとか、そういうものを把握しながら、そういったことにも努めていきたいというふうに思っております。

○障害保健福祉課長 障害保健福祉課です。相談支援についての御質問にお答えいたします。

今、委員のおっしゃるとおり相談支援事業所の相談件数は横ばい、もしくは増えていっているような状況は確かにございます。こちらに対する支援としましては、梅ヶ丘にあります基幹相談支援センター、相談支援事業所の取りまとめをやっているところなんですけれども、そちらから相談支援事業所への情報提供であるですとか、アドバイス、指導等を行っているというのが1つございます。また、相談支援事業所補助ということでお話をいただきましたが、昨年、物価高騰がございましたので、そこでの補助金であるとか、あと今年度、人材募集の補助金といったもの、ほかの障害者の事業所等も含めまして、相談支援事業所にも支援の実施をしておるところでございます。また引き続き、相談支援事業所については基幹相談支援センターを中心に支援してまいりたいと思っております。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。委員、今の御説明をお聞きになって補足とかあればお願いいたします。

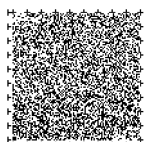
○委員 すみません、今の課長の答え、ちょっと違うんじゃないでしょうか。



私も、ここでは申し上げませんがあるNPOの副理事長をしています。うちは同行援護と相談支援事業をやっています。この相談支援の専門員には、そのお金は適用外ですよ。使えませんよ。事務方とか全部同行援護とか、そういうところをやっている専門員に対してのものです。

それから、今回のいわゆるパーセンテージが、報酬が4月から上がりましたよね。それで、当事業所もおかげさまで19%から34%まで、15%アップしました。ランクでいうと、今まで低かったのが3まで上がったので、これはいわゆる差別的なものは、ヘルパーとかそういったものに対しての適用なんですよ。その給付の対象というのは、相談員には使ってはならぬとなっているんですよ。うちは世田谷の事業所ではありませんからそれができないので、相談員が同じ仕事をしていて、同行のほうは適用だけど相談のほうには使えない。となれば、同じ仕事をやっていたら安い金額では嫌だということで、辞めてしまう場合もあるんですよ。そのために、品川区さんは対象に独自でつけていくということをされたらしいんです。区長さんも替わられました。そのようなことを聞いていましたから、確かにこれは東京都含めた制度ですから、世田谷区が直接出したわけではないです。でも、そのようなことを独自で、同じ仕事をやっている、品川区は品川区で相談支援を受けていてやることがあると思うんですね。

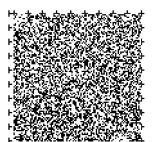
あともう一つは、あまりこの場では申し上げたくなかったんですが、私自身も相談員を7期やらせていただいています。最近の中で、あってはならぬことが今でも起きているんですよ。65歳の壁が起きているんですよ。障害当事者の方が障害の手帳を取ってもなく、目が不自由になったのが63歳のときで、手帳を取られたのが65歳を過ぎてから障害認定が受けられました。障害福祉サービスは受けられるんですよ。にもかかわらず、介護のほうに持っていきたいから福祉サービスは使えないよと、飛ばされちゃったんですね。これはケアマネ



が、まだまだ残念ながら分かっていच्छらないということで、相談員として受けたので私もいよいよ出番で、介護事業所に申し上げました。65歳を過ぎても福祉サービスは適用になるよと、1割負担する、しないというのは、それはまた別の問題だよということを申し上げたんですが、どこに書いてあるということでもめました。その事業所があまりにも分からないことなので、きちっとどこかで聞いてくれということで、介護のほうですから高齢福祉課に申し上げて、介護方向をちゃんと指導してくれと。そうしないと、好きで障害の手帳を取られたわけではないけれども、障害者のサービスを受けなければ自立ができないということで、受けられることが、認定は取ってもサービスが受けられないということになって、同行援護も使えないということで、介護事業所からのヘルパーを使ってくれというような一点張りだったんです。

ちょっとこれは違うなと思って、この場で言うことではないんですけれども、ぽーとも関係しているところがそんなような状態だから、使えるサービスが使えないということは大きな問題なんですよね。ということで、ここで問題を指摘するんじゃなく、今後自立支援協議会とか様々な横のつながりで、私たちのようなこういう困った案件があったら苦情を出す前に、こういうことが解決できるということをお互い同士で勉強していったりしないと、当事者に一方的に相談員が言われると、分からないと言って何だかんだになってしまうんですよ。そうすると、私たちが失礼ながらクレーマーみたいな言い方になるんですね。これは違うと思うんですよ。

ですから、私も相談員を受けて、解決するためにこういうことがあるということをお助言することも相談支援の一環の中にあると思って、福祉相談員を受けさせていただいています。ぽーとの方には失礼ですが、ぽーとの方たちはまだ10年しかかかっていなく、このセンターがオープンしたときからぽーとが立ち上がっています。私は7期ということで14年間やっているわけですよ。少

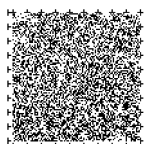


なからず福祉のところについては負けるわけないなということだったけれども、一步も譲らないんですよ。だから、こういうことというのはちょっとあり得ない話だなと思ったので、単に報酬単価がどうのこうのという以前より、やっぱりインフォームド・コンセントと同じように、どこかの場で当事者の団体とか、いろんなところの横のつながりで、お互いに情報交換して勉強会するとかしないと、世田谷はひどいよねというふうになってしまうことを私は心配しています。以上です。長々すみません。回答は結構ですよ。

○部会長 いろいろ現実は厳しいというところもお話をいただきましたので、そのあたりのところは、自立支援協議会のお話も出ましたが、また今後の検討に託せたらと思いますが、ありがとうございます。

ほかに実績等の関連で何かお気づきの委員の方いらっしゃいますか。オンライン参加の委員の皆様、何かございましたらどうぞお願いいたします。委員、何かございますか、どうぞ。

○委員 実績の報告を受けることは、この委員会の責務であると思いながらも、これは全てにおいてというか、この後続く実績報告もそうなんですが、おおむね目標どおりですとか、増えましたとか、減りましたということだけを聞いても、その原因というか、何で減ったのか、何で増えたのか、何が原因か、委員をやっていて言うのもなんですが分からないんですよ。減っていることは問題があるのか、問題ではないのか、逆もそうですが。見せ方というか、何か理由がこうこうこうで増えましたとか、こうこうこうで減りましたとか、もっと増やすべきと思いますとか、そういうのがちらっとでも見えると読んでいてイメージが付きやすいけれども、上回ったとか、下回ったとか、計画どおりだけでは何か分からないところがいっぱいあって、これをどうしたらいいかというのは僕は分からないけれども、一遍、区の中でこういった実績を委員に出すときの見せ方というのを、ちょっと工夫していただけないかなという



お願いです。

○部会長 委員、また大事な御指摘ありがとうございました。コメント等も書いていただいているところもあるかなと思うんですけども、ちょっと今後の検討ということですが、事務局から何かございますか。

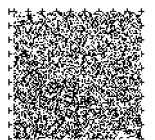
○障害施策推進課長 御指摘ありがとうございます。確かに、これだけだとなかなか分かりにくいというところはあるかと思imasので、すみません、今年度はこのような形になってはいますけれども、ちょっと来年度以降、見せ方について検討させていただきたいと思imas。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 よろしく願いいたします。ほかに何か、お気づきの委員、どうぞお願いいたします。

○委員 光明学園PTAです。私、難治性てんかんの子どもがいて、全介護で医療的ケアもあるんですね。実際、今日はレスパイトにさせて、ここにいられているんですけども、子どもがいたら私か娘か主人か、あと看護師さんとか、訪問レスパイトというのがあるんですけども、訪問レスパイトの時間を増やしてくださって使える制度があるんですけども、主となる訪問ステーションさんから看護師さんが来てくださるというのが条件であるんですけども、実際人がいなくてそれを利用できてないのが実態なんですね。

この頂いた資料に、成人の方も含めての数字で居宅何とかって数字があるのか、でも、実際私は看護師さん不足で受けられなかったりして、子どもは別でそういうふうにカウントというか数字を出しているのか、ちょっとそこが分からなくて、成人だとうまくそこが回っているのか、でも、実際子どもはそういうふうに受けられていないという実態もあつたりするので、まだ私は子どもを育てているお母さん世代なので、そこは分けてもらったほうが多分こういう資料は分かりやすいし、意見がしやすいのかなと思imas。成人の方だけ



の数字で見せられてもちょっと分からないかな。

○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。こちらのほうは障害福祉サービスに基づいて書かせていただいているのでこのようになってしまっていますが、確かに子どもと成人と分かりにくいというところがございます。ただ、この様式の中ではなかなか見せにくいところもあるので、どうするのがいいのかというのはちょっと今思い浮かばないんですが、今お話しいただいた多分在宅レスパイトについては、こちらのサービスとはまた別途違う東京都の事業になるので、こちらには載ってないんですね。これはあくまでも障害者総合支援法の障害福祉サービスの実績になりますので、そちらのほうはまた別途という形になるので、ちょっとそこは御容赦いただければと思っています。あとは、見せ方の話はいろいろありますので、ちょっとどんなことができるのかというのは今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

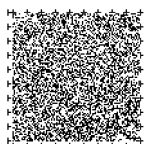
○部会長 委員、ありがとうございました。ちょっと、そのあたりのところ全く分かっておりませんでした。失礼しました。

あと何かお気づきの委員の方、いらっしゃいますでしょうか。それでは、もし後でということであれば、直接事務局にお問合せいただいてもよろしいかなと思います。

それでは次に、報告事項の2番目、障害児（者）等に関する実態調査の実施ということで、事務局からの御説明をお願いいたします。

○障害施策推進課長 それでは、障害者（児）等に関する実態調査の実施につきまして、障害施策推進課長より御説明させていただきます。

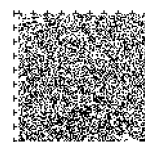
資料3を御覧ください。1の主旨でございますが、「次期せたがやインクルージョンプラン～世田谷区障害施策推進計画～」につきましては、令和9年度から令和11年度のものになりますが、こちらの検討に向けまして、計画の基礎資料とするための障害者等に関する実態調査を実施するものでございます。



2の調査概要につきましては、調整中ではございますが御説明させていただきます。(1)の調査項目といたしましては、資料3-1、障害者(児)実態調査 調査項目一覧(案)と資料3-2、事業者実態調査 調査項目一覧(案)に項目をお示しさせていただいております。まず、資料3-1のほうは項目を御覧いただければと思うんですが、最後の4ページを御覧いただけますでしょうか。こちらの最後に四角で囲ったところに、新規追加検討項目としまして、事務局の案を記載させていただいております。1つ目が、18歳以上の方の通所施設利用後の居場所支援が今課題となっておりますので、こちらについての項目追加を検討してございます。2つ目が、強度行動障害の方のニーズや実態を把握するために、基礎情報に強度行動障害を追加したいと考えてございます。3つ目ですが、手話言語条例の認知度について確認したいと考えてございます。

続きまして、資料3-2は事業者のほうの調査になりますけれども、2ページを御覧ください。事業者への実態調査の新規追加検討項目といたしまして、本人が希望する生活を実現するための支援についての考えを問う項目を追加したいと考えております。なお、実態調査の項目につきましてはかなり多くなっております。そういったこともございまして、前回新たに追加しましたオリンピック・パラリンピックの関係の質問項目を削除するなど簡素化に努めていきたいと考えてございます。なお、参考資料としまして、前回の調査票を資料3-3に障害者・障害児用を、資料3-4にサービス提供事業所用を添付してございますので、御参照ください。

続きまして、表の資料にお戻りください。(2)の調査数でございますが、①障害者・児につきましては、無作為抽出で合計5,500件程度実施する予定でございます。②サービス提供事業所につきましては300件程度を予定してございます。(3)実施方法につきましては、郵送による調査とさせていただきます



が、回答につきましては、パソコンやスマートフォンでも可能とすることとしております。(4)実施時期につきましては、令和7年10月下旬から11月下旬までを予定してございます。

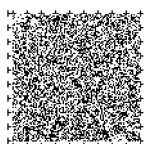
今後の予定でございますが、令和7年8月から10月中旬にかけて調査票等を作成しまして、10月下旬に調査票を送付する予定でございます。11月以降集計させていただきまして、令和8年3月、報告書としてまとめさせていただく予定でございます。こちらの調査票に対する意見の提出を委員の皆様にはお願いしたいと思います。調査項目に関しまして御意見のある場合は、資料3-5、意見用紙に御記入の上、8月4日月曜日までに電子メール、または、ファクシミリで担当まで御連絡いただければと思います。御意見を取りまとめさせていただいたものにつきましては調査票に反映させていくんですけれども、どのように反映させるかにつきましては、部会長、副部会長と相談して決めさせていただければと思いますので、そちらのほうも御了承いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。今の調査関連の御説明について、何かお気づきの委員の方お願いいたします。どうぞ、委員。

○委員 公募で今回から参加しております区民委員です。

3点あります。1点目は調査項目数です。コロナの部分がなくなったとはいえ非常に多くの調査項目があり、回答者にかなりの負担がかかると思います。本当に必要な調査項目なのか、一度精査していただいたほうがいいのではないかとというのが1点目です。これは単なる意見です。

2点目は調査対象者です。調査数は5,500人で無作為抽出となっておりますが、無作為ですと、場合によっては2回連続、3回連続の方もいる可能性があります。色々な人の意見を聞くということは大切ですし、多くの調査項目に答え切れない人もいるかもしれません。前回の調査対象者は除いて無作為抽出



し、なるべく幅広い人を対象にしてはどうでしょうかというのが2点目です。

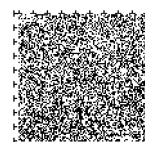
3点目は自由記述質問への対応です。最後の質問に自由記述の欄がありますが、この手のアンケートにおいては、ここが基本的には一番重要ではないかなと私は思っています。アンケートを受け取った後どのような対応になっているのでしょうか。簡単なものについては本人に回答しているのか、アンケートとして受け取って全部集計した後に何か対応をされているのか。できれば、簡単に答えられる内容については、当人に素早くフィードバックしてほしいなという、以上3点でございます。

○部会長 ありがとうございます。事務局、回答できる場所をお願いします。

○障害施策推進課長 項目につきましては、事務局でもかなり多いというところはございます。ただ、いろんな必要なものを入れていくと、だんだん増えていってしまっているというのは現状でございます。今回御意見をいただく際にも、ここは不要ではないかというところもあればお出しただいて、そういったところも併せて考えさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

5,500件の抽出についてでございますが、こちら、いろんな障害種別の方等いらっしゃいますので、そこがある程度聞けるように件数はそれぞれ割り振らせていただいて、抽出をかけさせていただくような形にはなるかなと思っています。ただ、前回の方を除いて抽出できるかというのは、ちょっと技術的なところもございますので、そこについては確認させていただかないと、ちょっと今お答えはできないのかなと思っておりませんが、できるだけ有効なものとなるように考えていければというふうに思っています。

あと、自由記述欄なんですけど、こちらは同じようなものとかもございまして、ある程度まとめさせていただきながら、調査報告書に取りまとめさせていた



だくんですけれども、これを書いた方に直接フィードバックするということは、ちょっと今はやってございませんで、そこまではちょっと難しいのかなとは現在考えております。ただ、そういった方がどういうふうに見られるのかとか、そういったところの視点は持っていければなというふうに思っております。以上でございます。

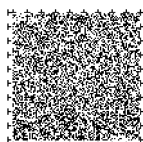
○部会長 御説明ありがとうございました。委員、特によろしいですか。

○委員 結構です。

○部会長 あとほかに。どうぞ、委員。

○委員 度々すみません。障害施策推進課も多分御存じだと思うんですけれども、9月27日から5年に1回の国勢調査があります。それで、先日、担当課から同じような案件で視覚障害者にどうやって情報提供したらいいかという相談を受けました。そのときに、これは国勢調査ですから、総務省が視覚障害者が電子媒体もちゃんとできるようにやるほかに、音声版をダウンロードして、パスワードをかけて1人ずつ取っていくというようなやり方になるんだそうです。この辺のことについて協力をしていただきたいということで、いろいろ私たちの会員に、個人情報がありますので協力できる方は手挙げじゃなくやっていけということになりまして、個人情報をお出ししました。

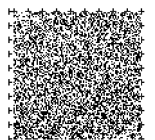
それで何を申し上げたいかというと、そのときにも同じような項目があるんじゃないかなと思うんですよ。過去の中にも、ここの所管ではありませんが、災害のときの個別支援計画を5年以内、世田谷区は3年以内に8,000人対象にしてやっていくという同時進行のときも、多少の課題があったんですね。そのとき、事業所の協力とか、要は無作為抽出で送られたとき、恐らく間違いなく音声コードはつけていただいたことと思います。保健福祉課や様々なまちづくりセンター等にこの合理的配慮を当たり前のようにやっていかないと、独り暮らしの方や介護事業所や同行援護の事業所等がこれをやるということになる



と、個別支援計画のときの作成についても経費が出なければ事業者は協力しないとか、いろんなことが起きてくるんですよ。

せっかくこれだけの実態調査をやるのであれば、もちろん連協もそうだと思いますけれども、無作為抽出であっても障害者団体や、また今日の推進協の委員とか様々なところに、知り合いのところに無作為抽出で行くかもしれないけれども、自分たちの団体のところで協力があればお願いしたいというような配慮を早めにやっていかないと、今度、8月1日号と9月1日号に国勢調査の案内は出るそうです。そこでもう告知をかけていって、どうやったらデータが取れるか。これも一方的に送られてきたら、視覚障害者はどこから来たのかが分からないということで、出したいけど出せないということも、課題を集約していくというような同時進行になるんですね。スケジュールは、今回の無作為抽出をやられた場合の障害実態調査については少し遅いと思います。日程的にはね。ただ、相手はもう9月27日から動き出して、どんなに遅くても12月までにこのデータを取りまとめして、サポートセンター等も行うような規模で行うと言っていました。

私たちからすると、何か同じようなものがまた来たのかなと見てしまうこともあるので、これ、庁内の中ではこういうことを、ほかの福祉所管だけではなく、例えば図書館へ行ったときだとか、事業所への協力というのは既にやるという前提に合理的配慮を考えていらっしゃいますでしょうか。過去にも要望して、こういうふうにして工夫してほしいということを実態調査の中に入れ込んでいただいて、初めていろんなことが分かる。例えば、保健福祉課のほうに駆け込んで、これをやったとき、また日頃の中で困っていることが分かってきて、ワーカーの方もこういうことが困っているんだなということが分かってきて、新たな福祉サービスにたどり着いたというような連携も過去にできているんですよ。それは恐らく生かすことだと思うので、その辺のところ、福祉所



管だけではなくどういう連携を取ってやっていくというふうに考えていらっしゃるか、分かっている範囲であつたら教えてください。お願いします。

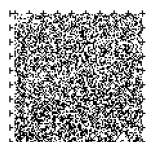
○障害施策推進課長 視覚障害者の方に対する配慮というところは、しっかりやっていかなければいけないというふうに思っておりますし、今回抽出する際にも、視覚障害者の方はどのぐらいという形でちょっと出させていただいて、抽出させていただくような形になりますので、そこについてはしっかり音声コード等をつけさせていただくということもやらせていただければと思います。

お話の合理的配慮のところですが、もちろん保健福祉課等には配慮を求めるところはございます。それをどこまで広げるかというところにつきましては、ちょっと今、中で検討中でございますので、そこら辺につきましては検討して、どこまで広げられるかというところは、すみません、今具体的には申し上げられないんですけれども、できるだけ配慮できるような形にしていきたいと思ってございます。以上でございます。

○委員 国勢調査とはかち合いませんか、大丈夫ですか。

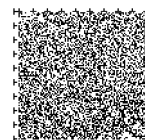
○障害施策推進課長 国勢調査の情報はちょっと、すみません、こちらのほうで持っていないので、どの項目がかぶっているかどうかとかそういったところは今把握はできていません。ただやはり、実際に集計をしてクロス集計したりですとか、いろんな形で取っていきますので、それを国勢調査がやっているからという形でやってしまうと、なかなかそういったところもできなくなってしまうので、必要なものにつきましては、こちらのほうの実態調査でやっぱり入れさせていただくような形になるのかな、その中で、どこまで項目を簡素化できるかというような形になっていくかと思いますので、その辺は御理解いただければと思います。

○委員 あと質問の項目ですが、過去にやっていたものをそのまま幾つかアセスメントで利用していくという考えですか。先ほど委員の方が、差別に



値するんじゃないのと、回答したくないという方も確かにいました。何かという
と具体的には収入のことだとか、そういうことを触れると何かあるんじゃない
かって、やましいと言うことはよくないですけども、当事者がやっぱり拒
否するんですね。そうすると答えにならないということも含めてあるので、ち
ょっと前回もそういうところに、本人にとっては嫌だな、不合理だなというふ
うに、回答したくないという人も実はいたんですよ。相談を受けて。でも、ア
ンケートに選ばれているんだから、それはちゃんと答えてくれというふうには
一応申し上げました。ただ、本人が出したか出さないかは分かりません。その
ようなことが前回、回答が意外に出ていなかったところは、何か問題があるか
らこの項目の回答数が少なかったんじゃないかなと、先ほどの分析と同じよう
に生かされていないと、同じことを続けていたとしてもどうかなということ
と、安全、安心の問題は、コロナの問題ってすごく、やっぱりまだ終わってい
ない。また増えてきたりしていて、不安があるということについては、みんな
国民誰でもあると思うんですよ。障害者の方でコロナによってお亡くなりにな
った方もいます。

そのことを含めて、やっぱりそういうことについても項目の中にどこに見せ
るかというのが大事なことなのかなと思ったので、今までの推進協のときは、
大体たたき台でこのようなことをやっていくねということをお見せいただいた
んじゃないかなと記憶しているんですよ。推進協の委員を長くやっていま
すので。違いましたっけ。であるならば、大体そのスケジュールが、今回は部
会長含めて正副部会長に任せるということがありましたけれども、果たしてそ
の項目が前回と同じように使うのか、それともスパイラルアップして変えてい
くのかというのは、ちょっと当事者にとってもすごく大事なことかなと思った
んです。もう大体たたき台はできちゃっているんですか、スケジュール的に
は。



○障害施策推進課長 たたき台といいますか、これから御意見をいただいて作っていくというところになりますので、そちらはこれからになります。流れ的には多分いつもと同じような形でやらせていただいているかと思うんですが、できるだけ、今御意見ありましたけれども、これは答えていないんじゃないかとかいろいろお話がありました、ある程度は同じ項目を聞くことによって、継続性でどういうふうに変わっていくかというところは見なければいけないところもございますし、その辺を踏まえながら、ちょっとどこを残すか、どこを削るかということは考えさせていただければと思います。何か御意見とかがあればお出しいただいて、そこはこちらでも検討させていただければと思います。

○委員 ちなみに、前回の回答した答えってホームページか何かに載っているんですか。ありましたっけ、実態調査。

○障害施策推進課長 実態調査の報告書はホームページに載っています。

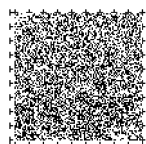
○委員 それを参考にすれば、これだけの質問数があるということが分かるということですね。

○障害施策推進課長 それは分かります。

○部会長 委員、いろいろヒントになるような――委員、御発言ですか。

○委員 さっきのやり取りの中で確認があったのは、調査対象の抽出のときに無作為ということが書かれていたけれども、さっきのお話の中では、ある程度障害種別や年齢を考えてやるというふうなニュアンスが聞こえたんですけれども、一応考えてやるということであれば無作為抽出ではないと思うんです。それが1点確認。

もう1個は、この調査は名前を書くわけではない無記名で行う調査ですね。だから、個人にフィードバックできるものではないと僕は考えたんですが、さっきのやり取りだと、そこはやっていませんというふうな答え方だった



ので、調べれば回答は誰が書いたかというのが分かっちゃうというふうにも捉えられたので、それはそれでちゃんとお願いの文章の中にどういう扱いをしているかというのを書かないといけないし、個人が特定できるものではないということで安心して書けるという部分もあると思うので、ここは大事なところだと思うので、もう1回お願いします。

○障害施策推進課長 御質問いただきまして、まず、無作為抽出の件ですけれども、確かに全部、5,500件を無作為にやるわけではなくて、やはりいろんな障害種別の方に御回答いただきたいので、そのところはある程度作為的には絞っている。その中で、誰にお願いするかというのは作為で選んでいるわけではないですよという意味合いですので、すみません、ちょっと説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

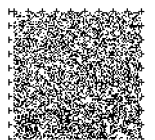
あと、調査につきましては、確かに誰が書いたかというのは分かりませんが、実際にはフィードバックはできないということなんですけれども、先ほど申し上げたのは、報告書とかがどこにあるか皆さん分からないのかなというところもあったので、そういったところが見られるように何かできないかなというところは、ちょっと考えたところでございました。以上でございます。

○委員 分かりました。

○部会長 ありがとうございます。では、委員、お願いいたします。

○委員 どうもありがとうございます。ウェブから失礼いたします。細かいところはさっき御説明がありましたように、期日までに気がついたところ、御議論いただいているように必要ではないと思われる質問項目などの提案も含めて事務局にお送りいただいて、それで先ほど名前が出ましたので、私も責任を持って対応してまいりたいと思います。

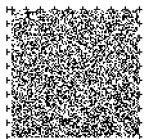
個人的に申し上げたかったのは、前の直近の令和4年の調査と比べたときに、今日の障害のある方の権利の保障という観点からは、実は記入に当たって



御本人が回答できない場合には代理、本人の立場に立って、主に介助をなさっている方や御家族が書いてくださいと書いてあるんですけれども、やっぱり今日的な状況としては、そこに可能な限りという、ちょっと表現は分かりませんが、「本人の意思を確認しながら」という言葉を入れるべきではないかなと思ったところです。同時に、これは前回もそうなんですけれども、実際に回答した方と御本人との関係について伺うと、これは設問ではなくて前提として記されているので、これは継続していただきたいなというふうに思ったところです。前段のお話に戻りますと、委員の方々から御指摘があったとおり、やっぱり調査をするというのは回答者に負担をかけるわけですので、結果的にそこから何も生まれないとか、一応聞いておくだけみたいな項目というのは、やっぱり精査されるべきであり、もちろん今御説明のあったように、経年変化を見るときには、そこはきちっと入れていくと。そんな観点からなかなか負担と精度を高めることと、すり合わせは難しいんですけれども、そこはやっぱりすり合わせをよくして、一致するところで実施していくのがいいかなと思いましたので、先ほど名前が挙がりましたので、事務局、部会長とも相談して、今日のこの議論を踏まえてしっかりと臨んでまいりたいと思います。以上でございます。

○部会長 委員、ありがとうございました。大事なところの確認的な御意見だったかと思います。どうぞ、お願いいたします。

○委員 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。質問といいますか、資料3-3の前回の実態調査の表の文章のところなんですけれども、「障害福祉サービス利用の対象となる難病指定を受けている方等から5,500人を無作為に選び」とありますけれども、私の子どももまれな病気で、難病指定を受けることができなくて、それでもやはり障害があり、とても困難な生活を送っているという者は多くいます。なので項目に、難病指定というところの項目に進んで



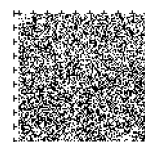
記入する欄があるんですが、そこでたしか迷った覚えがあるんです。指定されていないけれども、一応疾病名を書いたというところだったんですが、指定を受けていないものでもまれな病気、疾病ってありますので、この表現がどういふことなのかなというのをちょっとお聞きしたかったんですけれども、お願いいたします。

○障害施策推進課長 障害福祉のサービスを受けられる難病につきましては、ちょっと数はあれなんですけれども、指定されている難病のものがあるかと思っています。そちらを受けられている方が障害福祉サービスを受けられるということで、そういった方を対象としているということなので、今のお話だとその指定難病ではないということなんですか。

○委員 たしか近年指定されたので今は入りましたけれども、その前は指定されていなかったんですね。そういう人って結構多いと思うんですけれども、そういう場合、でもほかの障害等々がありますので、福祉サービスというのは受けているんですけれども、難病指定となると難病指定されていない病気でもたくさんあるので、ちょっと表現がどうなのか、そういう人たちはもともと対象に入らないのかというところで、この「難病指定を受けている方等から」という部分がなくてもいいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○障害施策推進課長 こちらは障害福祉サービスを受けられる方が対象の調査になりますので、指定以外の難病だけの方につきましては今回対象ではなくて、多分別に障害があるということでそうされているかと思えますので、そちらのほうで御回答いただければというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

○委員 であれば、この「難病指定を受けている方等から」という言葉はなくてもいいのではないのかなと思いますけれども、受けて、難病指定に入っていない者はあれって、どこに……。障害福祉サービス利用の対象になる受けてい



る方とか、そういう表現で、この「難病指定を受けている方等から」という文面は必要ないのかなと思ったりするのですが、御検討ください。

○障害施策推進課長 趣旨は分かりましたので、ちょっと検討させていただきます。

○部会長 ありがとうございます。ほかに今の時点で何か調査関連で、どうぞ。

○委員 聴覚障害者協会です。調査の回答を正確に書いてほしいということなんですけれども、聞こえない人は文章が苦手な人もいます。意味が把握できないという人もたくさんおります。この調査の内容を聞くときに、手話通訳がつくという方法を考えてはいらっしゃらないでしょうか。

○障害施策推進課長 今のは調査を回答するときに手話通訳を……。

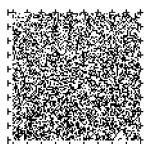
○委員 質問の内容が文章で表されていると、聞こえない人の中には分かりにくい、意味がつかめないという人がいるんです。なので、この文章を手話通訳を介して理解したい。そうしないと正確に書くことが難しい聞こえない人がいると思います。その辺りもきちんと考えていただきたいと思っております。

○障害施策推進課長 理解できました。すみません、そちらのほうまでは今までちょっと想定はしていなかったもので、持ち帰って中で検討させていただければと思います。

○委員 よろしくお願ひします。

○部会長 ありがとうございます。やっぱり、手話は独自の言語であるという視点からしたら当然の御意見かとも思いましたので、よろしくお願ひいたします。ほかに今の時点で何かお気づきの方、いらっしゃいますか。

○委員 恐れ入ります、東京都自閉症協会です。実はこの前回の調査、うちにも来まして、正直、項目が多過ぎて挫折して出しておりません。先ほど項目が多いという御意見もあったんですが、本当にこれを全部やるには、やっぱり相



当覚悟して時間を取ってやらないと難しいボリュームだなというふうに思ったので、後回しにしているうちに期限が来て、結局できなかったという記憶があります。ですので、今見ましたら前回の回答率が50%ちょっとなんですけれども、今回より広く多くの意見を集めるために、何か工夫を考えておられるとしたらどういうことなのかということをお聞きできますか。

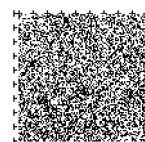
○障害施策推進課長 御意見ありがとうございます。項目が多くてというのは、本当にそのとおりだなというところがありますので、そこは何とかしたいなというところで、項目はどれぐらい減らせるか、あとは紙だけではなくて、スマートフォンとかでもできるようにということは考えているんですけれども、もしよろしければ、こうやったら回答しやすいという御意見もあれば、後ほど意見書で書いていただいても構いませんので、ちょっといただけると、こちらでも検討できて助かるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○部会長 回答した立場から貴重な御意見をいただきました。それでは、不要な項目についての御意見なども含めて、資料3－5に8月4日までということですので、御協力いただける方はぜひお願いしたいと思います。それでは、調査関連についてはここまでとさせていただきます。

次に、報告事項の3番目、令和6年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和7年度取組み予定ということで、事務局の御説明をお願いします。

○障害施策推進課長 令和6年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和7年度取組み予定につきまして、障害施策推進課長より御説明させていただきます。

資料4－1の概要版のほうを使って御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、令和6年度の取組についてでございます。＜1＞障害者差別に関する相談等の状況についてでございます。①相談・問合せ等の



件数につきましては全31件で、昨年度から12件増加しております。まずは、差別解消法関連の相談でございますが、確認後の内容のところの数字となりますけれども、11件ございますが、そのうち不当な差別的取扱いが1件、合理的配慮の提供についてが10件でございました。合理的配慮の提供の内訳は、物理的環境への配慮が4件、ルール・慣行の柔軟な運用が6件でございました。また、環境の整備が2件、その他の相談・問合せが18件でございました。

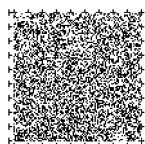
2ページを御覧ください。

②相談者別の件数につきましては、当事者が16件、次いで御家族が7件で、合わせて7割を超えてございます。③障害種別につきましては、肢体不自由者が13件、視覚障害者が5件と身体障害者が多くなっております。④対応の内容でございますが、障害者差別解消法に基づく対応としましては、相手方への訪問・電話等を通して状況を確認し、合理的配慮の提供等に向けた調整を行ったり、区が実施する事業、区の補助事業の所管課へ対応を依頼し、経過を確認するなどの対応を行っております。

続きまして、3ページを御覧ください。＜2＞具体的な事例でございます。

①行政のルール変更の事例といたしまして、事例1に学童クラブのルール変更について載せさせていただいております。

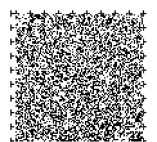
相談者は保護者で、相談内容としましては、子どもは支援学級のあるA小学校に通学して同校の学童クラブを利用し、送迎車両で帰宅しておりますが、夏休み期間中はその送迎車両が利用できないため、夏休み期間のみ自力で通える最寄りのB学童クラブを利用したいと担当課に希望しましたが、不可との回答があったという事例となっております。なお、父母は共働きのため送迎は難しく、児童の障害の状況から移動支援により公共交通機関を利用して通うことも負担が大きいということでございました。経過でございますが、担当課と保護者でどのように解決できるか案を提案し、協議した結果、夏休みだけの変更



はできないが、通年で同じ学童クラブに在籍するのであれば変更可能ということで、ルールを柔軟に運用することといたしました。考察としましては、合理的配慮の提供に当たり、双方が建設的対話の目的を理解し、提供できることを協議し、問題が解決の方向に向かった事例となりました。

②民間事業者に関する内容についての事例でございます。事例2のとおり、賃貸住宅申込受付拒否に関する事例となります。相談者は聴覚障害者でございます。相談内容は、区内在住の聴覚障害者が、区内賃貸物件の申込みを仲介業者経由で行おうとしましたが、管理会社から聴覚障害があるため内見を断られ、申込みを受付しないのは障害者差別に該当するので、今後のために事業者へ指導してほしいという内容でございました。経過としましては、管理会社の担当者からの回答につきましては、「受付を断った事実はない、今後は通常どおりの審査になる」というような回答がございまして、仲介業者からは、本人から受付できないか再度確認してほしいという申出があったので、管理会社に連絡して、つい先日内見ができた。契約の可否については管理会社の審査待ちの状況であるということでございました。本人に再確認しますと、内見はできたが審査が通過しても障害があるため大家がNGかもしれないと管理会社は話していた。契約は難しいと判断し、当該物件は自分から断り、別の仲介業者を通じて新たな物件を探すとの意向でございました。考察としましては、聴覚障害者であることを理由に、賃貸住宅の申込みを不動産管理会社が一律に断るのは、明らかな障害者差別であります。本事例につきましては、国土交通省の対応指針等にも明示している差別的取扱いが行われているのではないかと懸念されるものでございました。また、賃貸事業を営む賃貸人に対し管理会社から、障害者への不当な差別の禁止と合理的配慮について情報提供し、理解を求めておくことが望まれる案件でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。＜3＞障害理解の促進と障害者差別



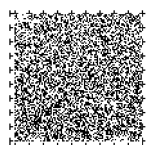
解消の周知・啓発についてでございます。障害のある人もない人も共に楽しむことができる交流の場の提供や、研修や講演を行い区民や事業者の障害理解を促進し、障害者差別解消の普及啓発に努めました。具体的には、区内小学校へ手話講師を派遣し、差別解消に関する講義や手話講習を実施したり、障害者差別解消に関する研修等へ講師派遣を行うなどの取組を行いました。

＜４＞障害者差別解消支援地域協議会等の開催についてでございますが、世田谷区自立支援協議会虐待防止・差別解消・権利擁護部会におきまして、報告や意見交換を実施し、その内容を障害者差別解消支援地域協議会に報告いたしました。

＜５＞障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例に関する事業の推進についてでございますが、条例の趣旨を区民等に広く周知するためには、解説パンフレットを作成し、配布をいたしました。また、障害者が外出しやすい環境を整えることにより、障害に対する理解を促進するとともに、商店での障害者を受け入れる環境の向上を図るため、商店等における共生社会促進物品助成事業を実施いたしました。

＜６＞世田谷区手話言語条例の普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備につきましましては、条例趣旨を区民等に広く周知するためのPR施策として、世田谷ラグビーフェスティバルでの手話ワークショップを実施しました。また、手話を使いやすい環境整備として、区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充や、保健福祉課等の窓口で二次元コード読み取りによる遠隔手話通訳を開始いたしました。

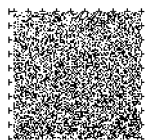
６ページを御覧ください。令和７年度の実施予定でございます。これまでの取組の継続のほか、＜６＞にございますとおり、世田谷区手話言語条例普及・啓発、手話を使いやすい環境の整備といたしまして、①民間企業と連携し、条例と令和７年11月開催の東京2025デフリンピックを関連づけたPR施策



の実施ですとか、②にありますとおり、区の職員の手話への理解促進と、手話を必要とする方とコミュニケーションを図ることを目的に、福祉窓口の職員が簡単な挨拶の手話等を学ぶ研修を実施する予定でございます。私からの御説明は以上でございます。

部会長 説明ありがとうございました。差別解消関連に関して何かお気づきの委員の方、御発言をお願いしたいと思います。委員、どうぞ。

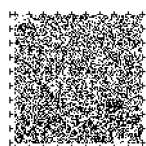
委員 報告の中に直接事例としては入ってなかったんですが、私も視覚障害者の会の会長をやっているとして、相談を受けた案件の中に、今回は記載されていませんでしたけれども、民間事業者のスーパーマーケットがやはり人手不足ということで、私たちは1人で買物へ行くときサービスカウンターに駆け込みます。サービスカウンターのところも人手不足であるために、残念ながら、最初からいつも行っているお店でありながら拒否をされました。このことについてどうしたらいいんだということで、この方は働いている方なので、土曜日、日曜日しか買物に行けない。土日というのは混んでいるから、うちはこういうことができないんだよということを窓口に行っていきなり言われたということで、これは差別じゃないのということで相談を受けまして、私もこの話をちょっと聞いておかしいのかなということで、役所にお話をして調べていただきました。結論から言いますと、そのお店が人手不足であるために難しい対応ということで、あつてはならない社員さんの勝手な判断、しかも、この方はレジの、いわゆるサービスカウンター等の女性の責任者の方がそのようなことをしていたということで、管理職の店長さんすら知らなかったということで、おわびが来ました。私たちはどうしてもヘルパーさんと一緒に買物に行くことなく、やっぱり合理的配慮で民間も活用させていただくという場面が多いです。にもかかわらず、合理的配慮ができていないというのは残念でならないということでしたが、そこは大手のスーパーですので、本部に指導改善を求め、もし



かしたらここのお店だけじゃなくいろんなことが起きているかもしれないということでありましたので、改善をお約束していただいて、現在でも利用させていただいているというような安心の改善はできました。

それから2つ目は、あまりこの事例の中で申し上げたくないことなんですが、私、区民ふれあいフェスタの実行委員長を本年度もやらせていただいています。昨年も隣のうめとぴあでふれあいフェスタを開催いたしました。そのときに、障害者団体が入り口のところで自主生産品を販売していたときに利用されている方が、どうしても障害の方というのは個性があり、声が大きくなったり、販売するときについ興奮してしまうなんて場面があるわけですね。そのとき、お昼どきであまりにも大きな声だからうるさいということで、苦情を申し込まれた方がいらっしゃいました。残念ながら、そのことによって販売が止まってしまって、後半戦の購買が低下しちゃいまして、非常に課題だなということが反省会でも出ました。

私も本年度も実行委員長をやっているので、今年度はやはり楽しく、当たり前前に障害を理解していただくために、この会場をまた本年度も使わせていただくので、会場の指定管理者にちゃんと、今後、障害者週間、こういう個性があって、みんなで取り組んでいるので見守っていただきたいというような取組を掲示していきながら、やはり心のバリアフリーの理解ということをみんなで取り組まなきゃいけないよねというような取組でいますので、今年は障害理解のための項目の中に、区民ふれあいフェスタということが項目に記載されています。このような取組のメインにあるイベントに、このような差別に近い発言をされるというのは、社会がまだまだ理解していただいていないということは、私たち障害当事者ももっともっと訴えて理解していただかなければ、行政だけではできません。一緒にやってつくり上げるというのがとても大事なことだなと思っています。



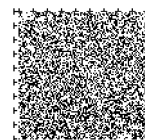
盲導犬の入店拒否も残念ながら 1 件、2 件ではないということもあります
が、やはり社会がみんな理解していただかないと、いろんなことが前に進ま
ないのかなということで、世田谷らしさという意味で、私も実行委員長でありま
すので、今後もこの推進協に、また次回のときには、今度12月 7 日にふれあい
フェスタのイベントがありますというような御案内をまたさせていただくほか
に、この後報告に入る世田谷たがいちがいプロジェクトというの、障害を理
解していただくということ、社会の方たちがここに気づくということが、これ
からの世田谷——世の中が生き残ると言っちゃ変なんですけれども、前に進め
られることだと思っていますから、私たち障害当事者も積極的にアプローチし
て、社会の皆様と共に生きるということを実現するために進めていきたいの
で、来年は、差別解消法のいろんな差別に値する事例が極端に半分になるとい
うのは難しいかもしれませんが、少なくなるということを期待しながら、令和
7 年度に向けてというか実行中ですけれども、数が減るような努力をみんな
で取り組まなきゃいけないなということを考えました。以上です。

○部会長 委員、貴重な事案の御報告ありがとうございました。それでは、今
の御意見なども踏まえて、またこの 1 年、差別解消にと思いますので、よろし
くお願いいたします。ほかに差別解消関連で何かお気づきの委員の方いらっし
ゃいますか、オンライン参加の方も特に今御意見ございませんね。

それでは、今、委員からもお話いただきましたが、次に世田谷たがいちがい
プロジェクトの実施についてということで準備をしていただいていますの
で、お願いします。

○障害施策推進課長 それでは、地域共生社会推進事業「世田谷たがいちがい
プロジェクト」の実施について、障害施策推進課長より御説明させていただきます。

資料の 5 を御覧ください。2 ページを御覧ください。事業概要でございます

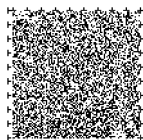


が、1つ目の四角のところでございますが、この事業は、令和5年1月に制定いたしました世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の趣旨や基本理念を一般区民の方に普及啓発し、障害や障害者、障害の社会モデルについての理解を深めることで、世田谷区地域共生社会の実現に寄与することを目的として実施しております。

株式会社ヘラルボニーですが、アートを起点に障害のイメージ変容と福祉を起点に新たな文化の創出を目指す企業でございますが、こちらに企画、運営を委託し、プロジェクト名称を世田谷たがいちがいプロジェクトとして、主にアートを通じて、特にこれまで障害理解に関心のなかった層への普及啓発を目的にしながら事業を展開し、多様な価値観を認め合い、互いを尊重しながら暮らせるまちづくりを目指しております。

3ページでございます。「たがいちがいプロジェクト」お披露目会についてでございます。6月18日水曜日に、うめとびあでプロジェクト開始に当たってのお披露目会を行いました。ヘラルボニーの契約作家で世田谷区内にお住まいのmarinaさんと区長の共同制作によるオリジナルポスターの作成——スライドの右下の写真でございます——ですとか、お招きした区内の地域団体、民間企業等の方々に対し、プロジェクトの概要説明や今後展開するワークショップの体験などを行いました。

4ページを御覧ください。プロジェクト、今後の予定の1つ目でございますが、街でのアートポスター掲示拡大&SNS発信でございます。こちらは既に進行中の内容になりますが、アートポスターを商店街など区内各所に掲示することで、作品を通じた違いを尊重するムーブメントの醸成に当たり、掲示スポットやプロジェクト参加店舗の様子を公式Instagramにて随時配信を行っております。また、共感いただける区内の団体や事業者、クリエイターを随時募集しているところでございます。

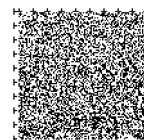


5 ページを御覧ください。今後の予定の 2 つ目、92 万通りのアートポスターワークショップでございます。障害の有無にかかわらず、多様な方々が一堂に会し、世界に 1 つのプロジェクトポスターを共同制作するワークショップを、地域の活動団体や企業などと協働して実施していきたいと考えてございます。ワークショップでは、参加者同士の対話や制作体験を通しまして、お互いの個性を可視化し、「違いを大切にする喜び」を実感していただけるような内容の検討を進めているところでございます。

6 ページを御覧ください。今後の予定の 3 つ目、「世田谷たがいちがいプロジェクト」アートワークショップの実施でございます。こちらは一般区民の方に参加していただける第 1 弾のワークショップでございます。現在募集中の内容となりますが、日時は令和 7 年 8 月 24 日日曜日、1 回目が 10 時から 11 時 30 分、2 回目が 13 時から 14 時 30 分の 2 回開催の予定でございます。会場は明後日、7 月 24 日グランドオープンするホームワークビレッジ、こちらは旧池尻中学校のところにできるものですが、こちらで実施させていただきます。内容ですが、アートの創作体験を通じた相互理解を促すワークショップなどを実施する予定でございます。あわせて、ふらっと立ち寄れるような予約不要のミニワークショップの実施も予定してございます。こうした取組を通しまして、特にこれまで障害理解に関心のなかった層への条例の普及啓発、地域共生社会の実現に向け取組を進めてまいりたいと考えてございます。

プロジェクトの詳細につきましては、区のホームページやプロジェクトのインスタグラムにもございますので、最終ページの右下にございます二次元コードから御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。私からの御説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。本当に世田谷らしいプロジェクトだと聞きながら思っていたんですが、今の御説明について何か御発言、どうぞ、委員。



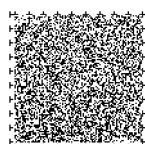
○委員 1個は、この事業が何年か続く事業というか、この事業自体10年、20年ずっと続くものなのかというのが1つ。規模というか、委託事業ですから区からお金が当然出ていると思うんですけれども、どれぐらいの規模でこの事業をやるのかなという、期間と規模について、もうちょっと教えてほしいです。

○障害施策推進課長 ありがとうございます。まず、何年の事業かということなんですが、この事業は昨年度プロポーザルによって実施しまして、事業者から提案を受けて実施する事業でございまして、昨年度を1年目としまして3年間の事業でございます。なので、3年間実施する中で検証しまして、次にどういうふうにしていくかというのは、その検証した結果という形になります。続きまして、委託費のことなんですが、契約金額は令和7年度で770万でございます。以上でございます。

○部会長 ということですので、この3年間でどうというあたりは、また委員の皆様、いろいろお考えいただければと思いますが、ほかに。

それでは、今日予定していただいた報告事項等は以上で終わりですが、全体を通してとか、何かお気づきの委員の方いらっしゃれば、御発言しそびれている方もいらっしゃいますのでお願いしたいと思います。

○委員 世田谷区重症心身障害児（者）を守る会です。今の世田谷たがいちがいプロジェクトというものの実施についてなんですけれども、私も先日ホームページを見て、わあ、いいなと思って、この募集事項を見て、8月24日、暑い日だな、うちの息子を連れて行けるかなと思って、今検討しているところでございます。今後の予定で、92万通りのアートポスターワークショップ、障害の有無にかかわらず、多様な方々が、参加者同士の対話や制作体験を通じてとあるんですけれども、重い障害を持った私たちのような子どもが、この会場に向かうことができるかというのはとても考えてしまいます。そのような重い障害、重複障害を持った人たちでも参加できるような方法をぜひ考えていただき



たいなと思います。例えば、遠隔型ロボットなど今はいろいろなものを用いて、その会場に集わなくても何かしら参加する方法ってあると思うんですね。

I C Tの活用などいろいろあると思いますので、ぜひ、この会場に行けない人たちでも参加できるような形というの、ひとつ考えていただければなと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

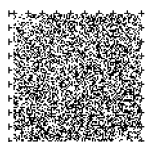
○部会長 委員、前向きな貴重な御意見ありがとうございました。今事務局へのお願いでしたけれども、委員の皆様からも何か発案いただけることがあれば、ぜひお願いしたいと思いました。ありがとうございます。

それでは、まだ予定時間に若干余裕があるのですけれども、オンライン参加の委員の皆さん、何かございますでしょうか。お願いします。

○委員 最後のたがいちがいプロジェクトの実施もとてもユニークな取組だというふうに思いました。その上で、共生社会を理解していくために相互に理解し合ったり、その環境を整えていくというところで、これはアートというのは1つの手だてであって、3年間の事業だということでもありますので、もしかするとアートではない別の取組、互い違いというか、それぞれの多種多様な思いを寄せ合って取り組んでいくという場面や機会っていろいろあると思うので、1つのトレンドとしては、アートで手軽にみんなでというのはとてもよいと思うんですけれども、逆に言うと、そこになじまない方もいらっしゃるかもしれないという中で、やっぱり選択肢を広げていくという方向性と検証は大事だと思いました。以上でございます。

○部会長 委員、また新しい視点からの御提案ありがとうございます。それでは、委員、どうぞお願いいたします。

○委員 2つあるんですけれども、今度8月10日、毎年開催しております手話言語条例のフェスタがあります。千歳烏山で開催します。手話言語条例の理解を広めるために行っております。参加費は無料です。ぜひ御参加いただければ



と思います。そこでチラシもお送りしたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

あともう一つ、2つ目、11月15日から26日までの期間、デフリンピックが開催されます。世田谷は駒沢公園で競技が行われます。バレーボールとハンドボールと陸上の3種目が開催されます。世田谷区からは聞こえない選手が5人出場します。なので、現在キャラバンとして全国各地を回っております。世田谷に来るのは11月10日です。30分間、短い時間なんですけれども、区長もいらして挨拶などのイベントを、セレモニーを行う予定でおりますので、ぜひ興味をお持ちいただければ、またその場所はどうめとぴあの外、広場のところ、こちらですかね。広場でやる予定ですので、皆さんもぜひいらしてください。以上です。お時間いただきましてありがとうございます。

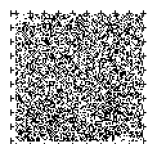
○部会長 委員、貴重な情報提供ありがとうございました。8月10日ということですので、もしあれでしたら事務局のほうにチラシ等も情報提供していただけたら、多分事務局から委員の皆さんに配付していただけたと思いますので、よろしくお願いします。デフリンピックの情報なども一緒にお願いできたらと思います。ということで、今、委員から情報提供いただきましたが、ほかに何かこれという方、よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に事務局から連絡事項等お願いいたします。

○障害施策推進課長 皆様、本日は様々に御意見いただきまして誠にありがとうございました。事務局から事務連絡が4点ございます。

1点目は、意見提出のお願いです。本日の協議会の資料に関する質問や御意見は、8月4日月曜日までとしております。提出方法は、お配りした用紙のほか、ファクスや電子メールで御提出いただいても結構ですのでよろしくお願いいたします。

2点目は、本日の議事録についてでございます。事務局で作成したものを後



日皆様にお送りいたしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

3点目は、次回の日程でございます。本協議会の次回の日程でございますが、10月下旬から11月上旬頃に開催させていただきたいと考えております。日程が決まりましたら御案内申し上げます。

最初にちょっと4点と申し上げたんですが、3点でございました。事務局からは以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。では、特に8月4日締切りという調査のこと等も含めて、ぜひ何か御意見をお寄せいただけたらと思います。

では、本日の案件は全て終了いたしました。皆さんも貴重な御意見、いろいろありがとうございました。オンライン参加の委員の方、発言しにくかったかもしれませんが申し訳ありません。では、以上をもちまして障害者施策推進協議会は閉会とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後8時24分閉会

